

所得制限限度額一覧

1 受けようとする助成の種類・年齢によって、基準となる所得が異なります。

【20歳以上の方】

助成の種類・年齢	基準となる所得
1) ふれあい乗車証	障害者本人の所得
2) 福祉タクシー利用券	
3) 自家用車燃料費助成券	

【20歳未満の方】

助成の種類・年齢	基準となる所得
1) ふれあい乗車証	障害者本人の所得
2) 福祉タクシー利用券	保護者の所得
3) 自家用車燃料費助成券	

2 障害者本人または保護者の所得を計算します。

所得 = ①「各種控除前の所得金額」 - ②「各種控除の合計額」

- ① 「各種控除前の所得金額」とは、下記の額になります。
- ・令和8年度市・県民税課税明細書の所得金額の「合計」の金額
 - ・令和8年度市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」
 - ・令和7年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
 - ・令和7年分所得税確定申告書の所得金額の「合計」の金額 等

② 「各種控除」は下記の各種控除の合計額です。

各種控除		本人の所得	保護者の所得
社会保険料		控除した額	80,000円
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等、配偶者特別控除、農業所得等免除		控除した額 (地方税法による額)	控除した額 (地方税法による額)
本人が対象となるもの(税金の手続き上、控除したもの)	障害者	0円	270,000円
	特別障害者	0円	400,000円
	寡婦	270,000円	270,000円
	ひとり親	350,000円	350,000円
	勤労学生	270,000円	270,000円
扶養している方が対象となるもの(税金の手続き上、控除したもの)	障害者	270,000円	270,000円
	特別障害者	400,000円	400,000円
	同一生計配偶者のうち七十歳以上の者	100,000円	100,000円
	老人扶養親族	100,000円	100,000円
	特定扶養親族等(※)	250,000円	250,000円

(※)特定扶養親族等は、扶養親族のうち16歳以上23歳未満のものをいう。

3 2で計算した所得と、下記の所得制限限度額を比較します。

所得の金額が、「所得制限限度額」より大きい場合は、助成を受けられません。

扶養人数		本人の所得	保護者の所得
扶養人数別 限度額	0人	3,758,000円	4,595,999円
	1人	4,138,000円	4,975,999円
	2人	4,518,000円	5,355,999円
	3人	4,898,000円	5,735,999円
※税金の手続き 上で扶養している人数	4人以上の場合、 右記金額を加えます	1人につき 380,000円	1人につき 380,000円

※税賦課データが確認できない場合は、所得を証明する書類等を提出していただきます。

※令和8年度、本人の所得に係る「所得制限限度額」が変更になっております。